

第12回 出雲地区合併協議会 会 議 録

未来と古代が響き合う 日本のふるさと出雲の國づくり

日 時：平成 15 年 10 月 24 日（金）15 時 00 分

場 所：出雲交流会館 2F 多目的室

1 会議の名称等

会議名	第12回出雲地区合併協議会					
開催日時	平成15年10月24日(金) 15時00分~18時00分					
開催場所	出雲交流会館 2F 多目的室					
出席状況	委員総数	41名	出席委員数	40名	会議の成否	成
会議録署名委員	濱崎 勇委員(大社町)			杉原 章子委員(斐川町)		

2 会議の出席者

(1) 役員・委員

役員	会長	副会長	副会長	学識経験者		
	西尾理弘	田中和彦	常松吉幸			
所属	市長・町長	議長	議員	学識経験者		
出雲市		三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平田市	長岡秀人		日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐川町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐田町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多伎町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛エミ子	石飛 赳
湖陵町	桑原壽之	立花・也	石飛三津男	三原伸治	中尾 陽	(欠席)
大社町		佐藤 勝	濱崎 勇	室家隆一	木村樺江	岩石秀一
共通委員				吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長] 田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授]		

欠席：柳樂和夫委員(湖陵町)

(2) 幹事会

所属	助 役
出雲市	野津邦男(幹事長)
平田市	加田幹男(副幹事長)
斐川町	(欠席)
佐田町	(欠席)
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志(副幹事長)

(3) 各市町合併担当部課長

所属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
"	山田俊司	出雲市合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
"	川瀬 新	平田市総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
"	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	森脇悦朗	多伎町地域振興課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

(4) 事務局職員

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班	班長	三浦俊明	庶務・広報、会議運営
	班員	長廻修一	
計画班	班長	建部敏紀	新市建設計画・財政計画関係
	班員	妹尾淳也	
	班員	松浦健一郎	
調整1班	班長	今岡範夫	総務・企画、財政、議会、消防関係
	班員	林 辰昭	
	班員	金築教治	
調整2班	班長	山本 積	住民・福祉、教育・文化関係
	班員	原 康正	
調整3班	班長	糸賀敬吉	産業、建設・上下水道関係
	班員	小村裕二	

(5) プロジェクトチーム

所 属	氏 名
財政プロジェクト	三成敏幸(出雲市財政課副主任主事)

3 議題

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議事

(1) 報告事項

- 報告第51号 第1小委員会報告について
- 報告第52号 第2小委員会報告について
- 報告第53号 第3小委員会報告について

(2) 議案事項

- 議案第79号 新市建設計画(21世紀出雲の国づくり計画)中間とりまとめについて
- 議案第80号 合併の期日について
- 議案第81号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

(協議第67号)

- 議案第82号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

(協議第68号)

- 議案第83号 地域審議会の取扱いについて

(協議第69号)

- 議案第84号 一般職の職員の身分の取扱いについて

(協議第10号 第1小委員会付託)

- 議案第85号 特別職の身分の取扱いについて

(協議第70号 第1小委員会付託)

- 議案第86号 各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて

(協議第72号 第1小委員会付託)

- 議案第 87号 各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて
（協議第 18号 第 1 小委員会付託）
- 議案第 88号 各種事務事業（保育関係その 2）の取扱いについて
（協議第 73号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 89号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 2）の取扱いについて
（協議第 74号 第 2 小委員会付託）
- 協議第 90号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 3）の取扱いについて
（協議第 75号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 42号 各種事務事業（農林関係その 1）の取扱いについて【継続協議】
（協議第 22号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 43号 各種事務事業（農林関係その 2）の取扱いについて【継続協議】
（協議第 35号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 91号 各種事務事業（農林関係その 3）の取扱いについて
（協議第 76号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 92号 各種事務事業（農林関係その 4）の取扱いについて
（協議第 77号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 93号 各種事務事業（都市計画関係その 2）の取扱いについて
（協議第 78号 第 3 小委員会付託）

（ 3 ） 協議事項

- 協議第 79号 組織及び機構の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）
- 協議第 80号 各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）
- 協議第 81号 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）
- 協議第 82号 各種事務事業（保健事業関係その 3）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 83号 各種事務事業（病院、診療所関係その 2）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 84号 各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 85号 各種事務事業（高齢者福祉関係その 2）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 86号 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 87号 各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 88号 各種事務事業（生涯学習関係その 2）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 89号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 4）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 90号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 5）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 91号 各種事務事業（学校教育関係その 4）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 92号 各種事務事業（学校教育関係その 5）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 93号 各種事務事業（農林関係その 5）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）

協議第94号 各種事務事業（水産関係その2）の取扱いについて

（第3小委員会付託）

協議第95号 各種事務事業（建設関係その3）の取扱いについて

（第3小委員会付託）

5 その他

・21世紀出雲の国づくりシンポジウムについて

6 閉会

4 議事の要旨

別添資料及び次のとおり。

1 開会

[柴田参与]（司会・進行）

ご案内の時間がまいりました。

ただいまから第12回出雲地区合併協議会を開会いたします。

はじめに会長からご挨拶申し上げます。

2 会長あいさつ

[西尾会長]

みなさまご苦勞様でございます。

いよいよこの合併協議会も、昨年12月から12回目を迎えました。ご案内しておりますように、今月は3回協議会を開催するということでございます。今月31日の第13回協議会を中間まとめの最終セッションということにさせていただきまして、残りの問題、特に、新市建設計画・財政計画を確認していただきながら、最後の詰めをさせていただきたいと思うわけでございます。どうかよろしく願いいたします。

[柴田参与]

ありがとうございました。

ここからの会議の進行は、西尾会長にお願いいたします。

3 会議録署名委員の指名について

[西尾議長]

それでは進行を司どらさせていただきます。

まず、会議録署名委員でございますが、指名の取り決めによりまして、本日は、大社町議会選出の濱崎勇委員と斐川町の学識経験委員の杉原章子委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。

4 議事

(1) 報告事項

- 報告第51号 第1小委員会報告について
- 報告第52号 第2小委員会報告について
- 報告第53号 第3小委員会報告について

[西尾議長]

まず報告事項でございます。

小委員会報告につきましては、付託事項に係るものの質疑については、後ほどの議案審議のときに受けるという形にしたいと思います。

まず、報告第51号 第1小委員会報告について、第1小委員会の柳楽和夫委員長から報告をいただく予定でしたが、所用のためやむを得ずご欠席ということでございます。代わりまして、飯塚俊之副委員長から報告をお願いします。

[飯塚俊之副委員長]

～報告第51号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

これについての質疑は、議案審議の時にお願いしたいと思います。

次に、報告第52号 第2小委員会報告でございます。第2小委員会の飯塚勉委員長から報告をお願いします。

[飯塚勉委員長]

～報告第52号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

引き続きまして、報告第53号 第3小委員会報告に入ります。第3小委員会の柳楽和利委員長から報告をお願いします。

[柳楽和利委員長]

～報告第53号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

以上、3つの小委員会から報告がありましたが、これらのことについては、議案の中にフォローアップされているもの、あるいは原案のとおり議案として出されたものがございます。議案の中でそれぞれ審議願います。

それでは、議案の審議に入らせていただきたいと思います。

(2) 議案事項

議案第79号 新市建設計画(21世紀出雲の国づくり計画)中間とりまとめについて

議案第80号 合併の期日について

議案第81号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

(協議第67号)

議案第82号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

(協議第68号)

議案第83号 地域審議会の取扱いについて

(協議第69号)

議案第84号 一般職の職員の身分の取扱いについて

- 議案第 85号 特別職の身分の取扱いについて (協議第 10号 第 1小委員会付託)
- 議案第 86号 各種事務事業 (広報広聴関係) の取扱いについて (協議第 70号 第 1小委員会付託)
- 議案第 87号 各種事務事業 (行政改革大綱) の取扱いについて (協議第 72号 第 1小委員会付託)
- 議案第 88号 各種事務事業 (保育関係その 2) の取扱いについて (協議第 18号 第 1小委員会付託)
- 議案第 89号 各種事務事業 (文化・スポーツ関係その 2) の取扱いについて (協議第 73号 第 2小委員会付託)
- 協議第 90号 各種事務事業 (文化・スポーツ関係その 3) の取扱いについて (協議第 74号 第 2小委員会付託)
- 議案第 42号 各種事務事業 (農林関係その 1) の取扱いについて【継続協議】 (協議第 75号 第 2小委員会付託)
- 議案第 43号 各種事務事業 (農林関係その 2) の取扱いについて【継続協議】 (協議第 22号 第 3小委員会付託)
- 議案第 91号 各種事務事業 (農林関係その 3) の取扱いについて (協議第 35号 第 3小委員会付託)
- 議案第 92号 各種事務事業 (農林関係その 4) の取扱いについて (協議第 76号 第 3小委員会付託)
- 議案第 93号 各種事務事業 (都市計画関係その 2) の取扱いについて (協議第 77号 第 3小委員会付託)
- (協議第 78号 第 3小委員会付託)

[西尾議長]

議案でございますので、本日ご協議のうえご決定いただきたいという趣旨でお諮りするものでございます。

まず、議案第 79号でございます。これは、新市建設計画 (21世紀 出雲の国づくり計画) 中間とりまとめについて提案するものでございます。事務局から説明願います。

[建部班長]

～ 議案第 79号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

ただ今説明がありました「21世紀 出雲の国づくり計画」中間とりまとめについては、各小委員会でご協議・ご審議いただいたところでございますが、更にこの全体会におきまして、ご質問・ご意見がございましたらよろしくお願いたします。

資料 2 - 1 (小委員会意見に基づく新市建設計画の修正について) の中で、「中等・高等教育機関の支援及び整備推進」ということを柱立てしまして、大社高校佐田分校の整備の問題、あるいは中等・高等教育機関の整備の問題について、問題提起・計画提起をしているところでございます。漁業の問題については、先ほどの説明のとおりでございます。

事前にお読みいただいたり、審議もしていただいたわけでございますが、財政計画の方も、総務省財政局首脳と協議した上で確認しながら作ったものでございます。現段階でのものではありませんが、

それではよろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

国づくり計画は、財政計画も含めてご了承いただいたということで承らせていただきます。

次に、議案第80号に入るわけでございます。合併の期日については、これまで平成17年1月ということだけ確認しておりまして、いよいよ中間まとめの段階で、何日にするのかということをお話ししたいと思っております。それでは、事務局から説明願います。

〔坂本次長〕

それでは、議案第80号 合併の期日について説明申し上げます。

まず最初に、会議資料15ページをお開きいただきたいと思います。この中で、合併の期日の日付が空欄となっておりますが、ここに「4」をご記入いただき、「合併の期日は、平成17年1月4日とする。」ということでご提案申し上げまして、ご説明申し上げたいと存じます。

～議案第80号について説明～

〔西尾議長〕

今の説明で分かりにくかったこと、ご確認なされたいことがあろうかと思いますが、どなたからでもお願いします。

平田市議会は1月に選挙をなさっていますが、設置選挙は2月20日の選挙ということになりますので、若干暖かくなります。

(他地域では)1月1日の合併が多いようですが、我々の事務的な作業からすると、それはなかなか難しい面もあるということです。1月1日時点で課税するものとして、個人市民税の均等割があり、新市では2,500円で統一することになってはいますが、1月1日を遅らせると、2,500円での統一が難しいということです。平成17年度は、出雲市は2,500円、その他の市町は2,000円ということになり、千数百万円の財源が入ってこないということがあります。そのことは分かったうえでの作業でございます。1月15日の合併予定の熊本県の3地区は、恐らく大安の日を選んだのではないかと思います。

〔山本委員〕

結構だと思います。電算関係の処理等の期間が必要でしょうし、年末の仕事納めから仕事始めまで約1週間あることになります。そういうことで(1月4日が)よかろうと思います。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。山本委員のご賛同を得たわけでございます。

〔西田委員〕

今の説明を聞きますと、1月1日が一番けじめがいいと思いますが、1月4日とした場合、選挙が2月20日になります。1月1日にした場合は、選挙は2月27日ということです。これは季節的に一番の寒さの真っ只中でありまして。立候補して市内をお回りになる方も大変ですが、投票する者も大変です。そういうことはお考えになりませんか。寒さぐらいは関係ないですか。

〔西尾議長〕

高齢者が多い中ですが、全国的には1月1日に合併する地区も多いということ、平田市の1月選挙の実績もあるという話もありまして、また、最近の暖冬現象なども考えられます。昔は2月は大雪ということもありましたが、最近は穏やかな日が多いです。

1月合併ということは既に決めていますので、合併から50日以内での選挙ということで、それほど選挙の日をずらすことはできません。2月中旬前後ということになりますが、いずれの日にか、政府が統一地方選ということで調整する時があると思います。これについてはかねてから言っています。選挙日がばらけてきているので統一しないといけないということが課題になっています。いつまでも放置はしないと思います。

〔田中副会長〕

全国的に2月選挙ということになりますので。

〔西尾議長〕

国会の特別決議で、4月にまとめるというような時が来ると思います。

しかし、強烈な反対意見がないようですので、100%ということではありませんが、1月4日、みなさんのまちでの仕事始めということもございますので、それを期して合併するということによろしくごましようか。

～了承～

ありがとうございました。

次に、議案第81号に進ませていただきます。これは、新市の町、字の区域及び名称についてでございます。事務局から説明してください。

[今岡班長]

前回提案しました内容から若干修正がありますので、それを説明いたします。

町の名称について、「斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、現在の町名を残し、「大字」を削除する。」としておりまして、「現在の町名を残し」という表現を追加しております。県の方と相談いたしまして、誤解のない表現が必要ではないかということで、今回訂正させてもらっています。

[西尾議長]

各市町の申し出を受けてこのような議案になったということですか。全体に合わせるという意見をいただいた町もあったようですが、その結果こういう形になったということです。

これについてはよろしくごましようか

～了承～

ありがとうございました。議案第81号を終わらせていただきます。

[日野委員]

平田市の場合、私は平田市灘分町ですが、「出雲市平田町灘分」ということになりますが、これを地区の会合やお会いした人に話したときには、「出雲市灘分町」にしてもらえないかという意見が大半です。地区名を大事にしたいということです。以前の合併で「灘分村」となる前には色々な名称が使われていましたが、「灘分」と「島村」は以前から使っている名称でして、協議会の場で決まればそれでいいのですが、そういう意見があるということで発言させてもらいました。

[西尾議長]

現在は、「平田市平田町灘分」ですか。

[日野委員]

「平田市灘分町」です。

[長岡委員]

平田市の中では、住所表示について色々な意見があります。先ほどのように「灘分町」を残してもらいたいという意見もあれば、一方では、「旧平田市」を分かりやすくするためには、一旦「平田町」で統一しておいて、その次に現在使っている町名を使うという意見もあります。あちこち歩いて色々な意見があります。例えば、平田市には「園町」がありますが、「出雲市園町」とした場合、紛らわしい町名になるので、「出雲市平田町園」の方が分かりやすいのではないかと、ということで事務的にはこの案を出しました。しかし、なお平田市には色々な意見があるということです。

それと、余計な話ですが、対等合併であるのに、住所・地名で平田市だけが影響を受けるような格好になっているという意見があります。例えば、出雲市でも、「出雲市出雲町今市」となるなら分かる、というような話もあります。

後段は余計な話ですが、平田市の場合、いずれか一方の考え方で統一できなかったという事情があります。ただ、新しい市の全体から見れば、他市町のみなさんから場所が分かりやすいのは、「平田町」を挟んだ表現の方がいいということです。簸川郡の町は、「簸川郡」を「出雲市」に替えればいい、出雲市はそのままということで、平田市だけが地名表示について影響があるという認識をいただきたいと思います。

〔西尾議長〕

分かりました。

〔萬代委員〕

各市町で今のような意見があるということならば、今日急いで決めないといけないのですか。自主性に委ねればいいのかと思います。平田市に今のような論があれば、平田市で充分ご議論いただいて、それで決まったものを議案にすればいいのではないかと思います。そういうわけにはいかないのですか。この場で騒ぐようなことではないと思います。

〔伊藤委員〕

自主的に各市町で決めることも1つの方法、民主的な方法のように見えます。あるいは逆に、町名は、知っている人が見れば分かる、という区分も付くのかもかもしれません。しかし一方で、広くなった新市の中で、末端（の人）まで町名が分からない、長岡委員が言われたように、出雲市の「園」か平田市の「園」か区分できないようなことが残るとすれば、市以外の全国に、世界に通用する名前が必要だと思いますので、平田市だけ「平田町」を入れる扱いを負担に思われないで、整理がつかないものでしょうか。そういう思いで聞いていました。

〔日野委員〕

我が子に名前を付けるのと同じでなかなか難しい問題ですが、やはり年代によって色々な意見が出てくるのはしょうがないことです。「出雲市灘分町」でも「出雲市平田町灘分」のどちらでもいい、番地があって、郵便が届けばいいという人もいます。しかし、ある程度の年配の人は、「灘分」を町名に使ってもらいたいという思いがあります。その意見をこの場で通すつもりはありませんし、萬代委員がおっしゃったように、平田だけ（議論の余地を）残せとは言いません。色々な意見がある中で、この場で決まればそれで済むとは思いますが、しかし、もう少し時間をいただければ、説得する時間もありますし、また、「園町」の問題もあります。その辺について住民の意見をまとめるということは大変な作業です。あえてこの場で決めると会長がおっしゃればそれはそれで抵抗はしませんので、よろしくをお願いします。

〔長岡委員〕

色々なことを申し上げて申し訳なかったですが、先ほど申しましたように、1つの市になったときに旧平田市が分かるようにということで、議案のとおり本日決めていただきたいと思います。時間を与えていただいても、平田市では色々な意見がありますので、一本化は恐らく出来ないと思います。この案をお願いします。

〔西尾議長〕

どうもありがとうございます。

それでは、思いは「原則として」ですが、とにかく「平田町」を挿入するということです。斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町についても色々な意見がある中で、議案に合わせていただいているという面もありますので。

議案第81号はこれでよろしいでしょうか。

～了承～

次に、議案第82号に移らせていただきます。一部事務組合等の取扱い（その2）についてでございます。これも協議第68号ということでお諮りしていたものですが、もう1回事務局から説明してください。

〔今岡班長〕

～議案第82号について説明～

〔西尾議長〕

これは、実務的、行政的にこなしたものでございますが、例えば、斐川町と宍道町で構成する水道企業団、環境衛生組合については、新市において改めて加入するというところでまとめているところです。

〔黒田委員〕

前回の協議会の時にも質問させていただきましたが、水道企業団の名称は、新市になれば「松江市出雲市水道企業団」ということになって、議員構成については、新市の議会で改めて決めるということでした。

それと、全体の職員削減計画265人という目標が出て、大変思い切っただけで増えており驚いたところですが、土地開発公社の職員の配置については合併時まで調整するというところで、こういったことも265人の中に考慮しあるのか、また、他の外部団体の職員も併せて具体的に積み上げたところで265人の目標数値を出されたのかお聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、平田市は住民投票を実施して決定されるということですし、斐川町も何らかの形で住民意思を確認するという事になっていきます。いよいよ来月から住民説明会に入るわけですが、その中で、住民投票の結果で離脱することになった場合、斐川町においても、一部事務組合の取扱いがどうなるのかということについて住民のみなさんは不安を抱いておられます。東出雲町の例にならないようにということですが、会長のご見解を聞かせていただいて住民説明会の中で参考にさせていただきたいと思います。

〔西尾議長〕

まず土地開発公社の職員について説明してください。

〔今岡班長〕

類似団体が7つあり、普通会計職員が1,188名でした。2市5町の合計が普通会計職員で1,453名で、その差が265名だということで、それを新市の削減目標にしてはどうかという提案です。その中に土地開発公社の職員は入っておりません。土地開発公社については、2市5町の職員が兼務で行っているものの他、プロパー職員が、平田市に1名、斐川町に2名、多伎町に1名の計4名いらっしゃいます。この職員につきましては、幹事会・首長会のところでは、新市に引き継ぎながら業務を行っていくというご確認をいただいております。この削減計画の中には入れておりません。

〔西尾議長〕

一般職の公務員定数の中に入っていないという扱いであり、実質引き継いでいくということです。

それと、2つ目の質問についてですが、任意協議と法定協議とは大分違います。法定協議ということでお互いに相手を立て、相互協力あるいは相互調整し、場合によっては妥協して、今日まで至ったわけでございます。我々としては、本当の信頼関係ということで、私も一生懸命相手の気持ちを戴き、まとめ役に徹したところがございますし、各市町の考えも色々聴取させていただいて今日まで至っているわけでございます。我々が次回までにまとめます新市建設計画をはじめ住民負担等の大きなパッケージとしての「21世紀 出雲の国づくり計画」が我々にとって全てである、これで何とかご評価をいただきたい、その先のことは今は考えていないということに尽きるわけでございます。何とか、誠実に一生懸命やったこの案をご理解いただきたいという気持ちで一杯ですが、それについては、住民のみなさんのご評価がどうなるのかということもでございます。全てを捧げる、全てをご評価に委ねるということではございますが、我々が今日まで至った経緯、法定協でこれだけまとめあげてきた努力の軌跡を評価いただいて、その上でご判断いただくということです。その結果、先のことについては、今はまだ考えるような状況でもない、一生懸命これをお願いするということに尽きるという思いでございます。よろしくご理解いただきたいと思います。

なお、この265名につきましては、定員計画を合併時まで決めるという段取りを考えての数値であります。

それでは、議案第82号は、これでよろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、議案第83号に移ります。地域審議会の取扱いについてでして、これまでもお諮りしておりますが、重要なことですので、コンパクトに説明願います。

[今岡班長]

～議案第83号について説明～

[西尾議長]

これは、法律によって置くことが出来ると位置づけられているものですが、全国的に合併対象の周辺町村の考え・気持ちを戴して、国において、それぞれのまちづくりへの参画・チェック機関として地域審議会を置くことができるということを法律上明らかにしたものでございます。これについては、任意協議会の段階から設置について同意しているところでございまして、この法定協議会でも正式に取り上げるということにしているものでございます。何かご質問等がございましたらよろしく願います。

[山本委員]

先般の協議会において、1つの審議会にしてはどうかという意見もありましたが、私が特にこの地域審議会に期待したいことは、これだけの大きな新市になりますと、これまで各市町において、長い歴史の中で色々な特色を持った町が出来てきています。これを一体化するうえにおいては、当然それらを基本としながら、1つの審議会ということを経来的には考えることが出てくるかもしれませんが、合併という大きな目的に向かって、そして合併に対する住民のみなさんの不安を考えれば、地域審議会の設置の目的である「新市の施策に対して住民の声を反映させよう」ということを是非進めていただきたいと思います。やはり、1つの審議会にまとめるのではなく、各市町での審議会の設置を是非お願いしたいと思います。

もし1つの建設計画を進めるうえにおいて調整が必要ということであれば、連絡・審議の期間を設けるとか色々方法はあると思いますので、是非こうした形での審議会の設置をお願いしたいと思います。特に新市建設計画の中にも、都市形成方針としての地域別整備方針も挙がっていますので、そういうことも踏まえながら、設置をお願いしたいと思いますので、提案のとおり賛成したいと思います。

[西尾議長]

ありがとうございました。法律の趣旨はそういうことでございます。

[田嶋委員]

確認したいことが2点あります。

地域審議会というのは、前回西尾会長から話がありましたように、昭和の大合併の際に中心部以外のところが廃れてしまったので、今度の平成大合併にあたってこういうことが起きれば、平成の大合併が進まないということで、政府の方で市町村合併特例法の中に新しく盛り込んだ規定です。これによって地域審議会を旧市町村単位に設けるということは、中心部以外の市町村の振興をこの審議会で行っていくというのが法律の狙いであるわけです。そうしますと、私どもがやりました新市の議会制度検討の中でも、「旧市町の声を反映させるべきであり、選挙区を設けるべきだ」等色々な意見がありましたが、それに劣らずこの地域審議会は大変な審議会であるという位置付けをしていいと思います。

ここで2点を確認したいのですが、1つは、審議会の内容が新市で条例化してきちんと位置付けられるのかどうかということです。2つ目は、所掌事務の中に、審議会の意見が出た場合には「市長及び地域審議会は互いに誠意をもってこれに対応する」と書いてありますが、仮に地域審議会が、佐田町でも多伎町でもこういう地域振興をして欲しいという意見が出されて、それを新市の市長に軽視されたり無視されたりすると、審議会の機能を果たせなくなると思います。誠意をもって対処するということが条例の中に盛り込まれるのかどうか、あるいは、私の意見としては、10年間しか置かないので、「新市の市長は審議会の意見を尊重する」ぐらいは入れてもいいのではないかと思います。この文章では互いに誠意をもって対処するということになっていますのでこれでもいいのですが、条例にこういう趣旨のことが盛り込まれるのかどうか確認したいと思います。

[西尾議長]

第1点と第2点と関連するところがありますが、新市において当然条例化する必要があります。そして、先ほどの小委員会報告の中でも、色々なことが申し合わされてもまだ心配だ、というコメントもありましたが、私は、国づくり計画で明定されたことは非常に重いと思います。「新市に引き継ぐ」となっていれば、そのまま引き継ぎます。引き継がれないのではないかと、という心配は要りません。だからこの協議会の決定は重いのです。厳正にやっていかないといいけません。田嶋委員の意見を受け取れば、誠意をもって対応するということは非常に重要なことでして、当然条例の中に明定しないといいけないことだと思っています。そうでなければ、法定協議会という厳粛な協議会は成り立たないわけです。協議会以外に出た意見は別ですが、この協議会でまとまったことは全て重要でございます。これは重いわけでございます。このことは申し上げておきたいと思えます。誠実にやっていくということでございます。このことについては、各委員さんも異論はないと思えますし、そのために真剣勝負で今日までやってきたわけでございます。

[寺田委員]

原則的には全く同感でございますし、田嶋委員のおっしゃる形、山本委員のおっしゃる形で結構だと思います。

ただ、行政なり地域審議会が、2重構造になってはいけないという感じは受けます。運用のことになると思いますが、例えば地域審議会を置くことが、新市の中で云々されるということがあってはいけないという部分は若干ございます。しかし、基本的にはみなさん方の意見でいいと思いますので、行政・新市が2重構造にならないようなことを含めましてみなさん方と確認したいと思っているところでございます。

[西尾議長]

この協議会で決議したことは、誠実に厳正に守っていきまして、その枠の中でどう議論するのかという政策の中身のことはありますが、ここで合意したことは、例えば「制度を引き継ぐ」と言えば、その制度・事業は誠実に引き継いでいくということ、私はここではっきり申し上げたいと思えます。そうすることで行政が一体化していくということでございます。2重構造にならないためにも、合意したことはきちんと誠実にやるということによって一体感が出てくるという思いであります。

[田中副会長]

確認の意味でお話しをしておきます。

前回の協議会でも、この地域審議会について安食委員から発言があり、7つの地域審議会を作ると大変手間ではないかということでした。これは先ほどの発言のとおり、法令上の審議会ですので、旧市町ごとに置くことに意味があるわけです。このことについては、いくら手間がかかろうが、今回の新設・対等合併、平成の大合併という趣旨に鑑みて民主主義のコストとしてやるべきだろうと思えます。

もう1点、2重構造という意味がよく分かりませんが、7つの地域審議会ということで民主主義のコスト・手間があることと、一体化を阻害するという懸念があると思えます。1つの審議会ということは、地域審議会ではあり得ないことですが、これから新市になった場合は、当然のことですが、一体化のために1つの色々な審議会を作るということはたくさん出てくると思えます。ちなみに、新市建設計画が出来上がって新市に移行しますと、早速それを具体化していくための新しい市の総合振興計画を策定しないといいけないわけです。それは当然各市町から委員に出かけてもらって、一本化した審議会を設置して、一体化した計画策定を進めていくことになります。それも手間だ、と言えばそうですが、これだけ大きな市を作って、大事業として進めていくためには、これぐらいのことは当然長い時間をかけてやっていくことが基本だと思います。このことについては、色々な懸念も含んだうでしっかり気を付けて、一体化とそれぞれの地域を大事にするという兼ね合いを見ながらやるのが大事だと思います。当然分かった話だとは思いますが、確認の意味であえて述べさせていただきました。

[西尾議長]

ありがとうございました。

新市になれば、その他もっと技術的なことや肉付けしなければいけないことがたくさんありますが、少なくとも今回の合併協議でまとまる国づくり計画は基本となるものです。これは外せないものだということを明確にしておきたいと思えます。誠実にこれでいくということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第83号 地域審議会の取扱いについては、これでよろしゅうございますか。

～了承～

では、議案第84号 一般職の職員の身分の取扱いについて提案する次第でございます。

これは、第1小委員会に付託いたしまして、小委員会報告では原案を一部修正したということでございます。中身については重要ですので、事務局から説明してください。

[今岡班長]

～議案第84号について説明～

[西尾議長]

定員計画の根拠や算定の考え方は、小委員会でも説明していると思いますが、更にご質問等がありましたらよろしくお願いたします。

[江田委員]

給与制度について、「合併時に調整・統一する」ということは、国家公務員の給与に合わせるということですか。

[今岡班長]

給料表を国家公務員の基準に照らして作り上げるということですが、職員の給与は時間をかけて調整していくことになります。

[西尾議長]

江田委員は、合併時に全部国家公務員の給与に合せるのか、とお聞きになられたわけですが、国家公務員の給与との差でいつも問題になることにラスパイレ指数があります。国家公務員を100とすると、出雲市の場合は103余り、斐川町も同じぐらいで、低いところは平田市が97ぐらいです。100に持っていくべきであるということがかねてからの課題です。そういう給与水準に全体をもっていくためには、合併時に減額は出来ないの、給与が高い職員は昇給停止の形にして、数年かけて合わせていくということです。高いところは昇給停止をしたり、低いところはすぐに昇給したりして、数年をかけて国家公務員並のラスパイレ指数100の水準に持っていくということです。合併時の初年度に即ラスパイレ指数を100に持っていくということは、なかなか難しい面がございます。数年のうちに合せていくということでございます。

[三上委員]

類似団体との差が265ということで削減していくということですが、類似団体というのは、人口だけで決められているものでしょうか。この地域の場合、660km²ぐらいの面積になり、財政面からだけで職員数が言われていますが、新市になれば当然職員数は減りますが、面積も勘案しないと、財政面ではプラスになったけれども住民サービスの面ではどうなるのか、という気がしたものですからお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

[西尾議長]

660km²という面積は、類似団体の中で大きいかどうかはここで確認できませんが、そんなに飛び抜けて大きなものではないと思ひます。もっと大きいところもあると思ひます。要は、面積が広がったからサービスが行き届きにくくなるということだけではなく、ネットワーク市役所ということでそれぞれの支所が今までどおり機能し、それを補填するための合理化の中でやっていくことを決意するわけでございまして、今の整理の仕方としては、265名を減らすということで行かなければいけないということで決断したところでございます。そう決断すれば、対応できるようになるのです。1,000人でも足りないということもあります。

[萬代委員]

人口だけではなく、色々な要素を含めての類似団体ではないのですか。

【妹尾局長】

比較しました「類似団体」というものは、人口規模・産業構造の点で区分されています。我々が類似団体として取り上げましたのは7団体でして、面積の大小はございます。その7団体の平均値を用いて、今回参考とさせていただきます。

【安食委員】

三上委員の発言と関連して、265名の削減をされるということですが、本庁・支所の機能がまだ確定していないと思いますので、類似団体の差がこれだけあるから265名減らすということではなく、ここにはこれだけ職員が必要であるという積み重ねがあって265名減らすということではないといけません。職員がどれだけ必要かということが出てきていないのでどうかな、という感じがしたのでお聞きします。

【西尾議長】

その算定の作業はどうなっていますか。積み上げについてです。

【妹尾局長】

今回は、積み上げという作業はしておりません。

【西尾議長】

結局、類似団体というのは実績です。そういう規模、そういう中身において実際にマネージされてきている実績ということで、これは否定できない現実です。それからスタートせざるを得ない、それと比較せざるを得ないということです。

【黒田委員】

類団の職員数との差だけで265ということですが、本庁・支所の所掌事務を加味することもありますし、類団の財政規模と新市の財政規模はかなり違うと思います。その辺も加味されているのですか。

【西尾議長】

類団の財政規模比較が考慮されているかどうかです。

【妹尾局長】

その点につきましても考慮しておりません。

【黒田委員】

そうすると、ただ削減数を目標で挙げただけということになりますね。

【柴田参与】

財政規模についてですが、人口・面積といったもので財政需要が決まってきます。そうしたときに、ほとんど同規模の団体であれば、税収の変動があるにしろ、交付税措置等によってほぼ似通った財政規模が確保できるという地方財政の仕組みになっていますので、類団を見れば、大体財政規模は同規模のものになるというように見れると思います。ただ、職員数の算定にあたっては、財政規模とリンクはさせていません。

【黒田委員】

類団の財政規模は、新市と比べてどれぐらいの差があるのですか。

【柴田参与】

先般、新市の基金をどれぐらい積むかという検討をしましたときに、財政規模という時には「標準財政規模」という言葉を使いますが、それが類団では400億円程度で、新市においてもそれぐらいの標準財政規模にな

るということで、基金の積立額を算定しています。

【黒田委員】

そうすると、財政計画は780億ぐらいでしたが、将来的には400億ぐらいまで下げていくということですか。

【柴田参与】

標準財政規模と言いますのは、一般財源ベースで考えますので、予算規模にしますと大体その倍ぐらいになります。

【西尾議長】

800億円ぐらいになるということで、大体いいところではないかと思えます。他にございますか。

【田嶋委員】

私は、合併協議会の最初の段階で、人件費の削減問題に対しては、1つにはこういうやり方があるし、もう1つには、給与水準を下げてワークシェアリングをする、そうすればこんなに人数を減らさなくてもいい、と言いました。その理由は、島根県の事情を考えると、地域振興ということで雇用の場を確保するということは重要な要素だと思います。特にこれだけ若い人が島根県から出て行く状況の中で、このやり方でいきますと、新規採用を抑えるということですので、益々若い人の貴重な就職の場が奪われていくのではないかと、ワークシェアリングの必要性があるのではないかと、ということを申し上げました。

私は第1小委員会に所属しております、10月17日に小委員会の結論が出てしまったのですが、たまたま所用で欠席していました。小委員会の結論に反対するわけではないのですが、今の説明の中で、国家公務員の基準に照らして合併時に調整・統一するというので、西尾会長からは、数年かけて(ラスパイレス指数を)100にするという話もありましたが、現在出雲市は104.3です。国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する・・・。

～出雲市黒目総務部長から、「103.6」という声あり～

私が持っている資料では104.3です。103でもいいのですが、斐川町も103ぐらいです。大社町も103ぐらいあるわけですね。私の資料ではそうなっています。そして、島根県の県職員の水準は、民間給与より2割ほど高くなっています。県職員のラスパイレス指数は101ぐらいだと思います。県職員よりも出雲市や斐川町や大社町は高いという事実はあるわけですね。

そうしますと、仮に出雲市、斐川町、大社町を数年かけて100に近づけるということになると、それでも265という数字が必要になるのでしょうか。給与レベルが下がるわけですので、現在類団と比較して265と言うよりも、支所の職員数を積み上げたものではないということですので、例えば単純計算で5%(給与を)下げれば、70人という人数が出てきます。だから、265ということですが、将来(ラスパイレス指数が)100になったときには、もう少し少なくても済むのではないかと思います。そうすると、支所での職員配置もできると思います。その辺はいかがなものでしょうか。

【西尾議長】

このところは、雇用政策・経済政策の考え方の問題です。正規の公務員を確保して雇用対策とするということだけではなく、正規の公務員数は抑えてでも、民間でできるものは民間でやってもらうということです。例えば、給食センターを全部公務員でやるのではなく、民間会社、事業者の方に入ってもらうと、雇用の機会を増やしながら、コストは下げることが必要ではないかと、そういう努力をすることがワークシェアリングということだと思います。公務員の仕事だけをワークシェアするというだけではなく、民で出来ることは民でやってもらい、そこに雇用機会が生まれ、そして定員内職員は抑えていくということです。金額の問題だけではなく、行政機構の簡素・合理化ということをやっていかなければいけないということです。金額が浮いたから、公務員の数を増やせという考え方は取らない、そういう立場でございます。

[田嶋委員]

支所の話と給食センターの話は違うのではないですか。

[西尾議長]

組織全体の話ですので。支所は支所の人数があつて、また、支所だけではなく、公民館のこともあります。出雲市では、コミュニティセンターとして公のファンクションを持たせています。公民館をコミュニティセンターにすることによって行政的機能を持たせ、出雲市での支所にあたるものとして、行政事務の軽減化を図っています。今後も各地区で公民館ということではありますが、これがコミュニティセンター的なものとなり、行政的機能を持ち、行政の業務を縮減するということで、行政職員の人件費コスト減を図って、民としても公民館、コミュニティセンターの機能を高めるということも考えています。支所に職員がたくさんいなければ困るという時代ではなく、それだけではなく、もっと色々な仕掛けを考えなければいけないということです。民の活力を持ってくるということを小泉首相も言っておられることですが、我々もこれを実践していこうということでございます。

この問題について何かご議論がございましたらお願いします。重要なことでございますので。

[田嶋委員]

今のご意見で、民に振替えるということはいいのですが、民というのは、NPOのように無給ではないと思いがすが。

[西尾議長]

民の方が、正規の公務員給与でサービスを提供するよりも、合理的に処理できる面が多いのです。ここまで言いますと民間企業の給与水準まで言及するようになりますが、やはり（給与は）違います。自治労の長年のご努力もございまして、公務員給与は相当保証されています。民間の給与水準とは相当の開きがあります。特に地方においてはそうです。我々の経験からも明らかではないかと思いがすが。

[田中副会長]

補足をいたします。

まず、人員削減のことですが、積み上げをして出来るという話ではないと思いがすが。目標を定めて、これくらいはやろう、ということでないとなかなか出来ないと考えています。1つの決意を込めてこのような目標を定めているというご理解をいただきたいと思いがすが。今回の合併の大目標として、また、合併そのものがそうです。行政の効率化を図ろう、行政もスリム化をしよう、ということが大前提としてあると思いがすが。その中に当然行政組織の簡素化ということも含まれてはいますし、行政職員の削減ということも当然含まれているわけですが。その加減の問題はありますが、それを進めていくためには、大目標を定めて向かっていくということです。職員定数のところで大事なことは、今までであれば265人を削減目標にして、合併してから定員管理計画を作るというのが大体の計画ですが、今回の場合は、定員計画を合併時に策定する、ということで提案させていただいております。それぐらいの決意を込めて提案させていただいておりますので、その点を理解いただきたいということです。

それから、本庁・支所の問題が出てはいますが、これは後で行革の関連として議案第87号でも出てきます。組織・機構については、協議事項として協議第79号で出てきます。そこで本庁・支所の問題が出てきますので説明があると思いがすが、本庁・支所に関して言いますと、地域審議会のことも一緒ですが、支所も何らかの形で大事にしていこうということも今回の合併の特色だと思いがすが。しかし、その本庁・支所においても、そのまま今の形で存続することはあり得ないことだと思いがすが、本庁・支所も含めて、行政組織をいかに簡素化・効率化するかということが大前提だと思いがすが。そういう意味で、定員について、全部積み上げて計算することが一番いいのですが、そういう大目標に向かって削減していくということをここに謳うということです。

それと、行財政改革については、定員管理の問題と給与水準の問題がありますが、ラスパイレスについては、年々変わりますので一概には言えませんが、大社町の場合も訂正させていただきますと、現在は100ぐらいになっています。それぐらい年度間で変わります。問題は、給与水準をどうするのかということですが、議案の

4番目に書いてあることは、7つの市町でほぼ同じような給料表を使っていますが、そうは言っても別々の給料表になっています。しかも、色々なものが付いていますので、それぞれが様々な給与体系になっているということです。合併したときにバラバラの給料表ではまずいので、そういう意味でどんな給料表を使うのかということは決めてありませんが、少なくとも国家公務員の基準に照らした水準の給与体系、給料表に基づいて合併時に合せましょう、ということです。ただ、同じ給料表を使うけれども、今まで違う形で来ていますので、いっぺんに揃えるということは不可能ですので、年次的に調整を図っていくということです。トータルとして、これから年次的に給与水準の適正化を図るということが、4番目の意味合いです。

2番目と4番目の関連において、全体として大きな行財政効果を挙げていこうということですので、ご理解いただきたいと思います。

[西尾議長]

ありがとうございました。
他にございますか。

[寺田委員]

今言われたとおりだと思います。今回2市5町が合併せず、今までの行政単位でやれば一番いいのですが、それが出来ない状態になってきています。この間の議員定数の3名のことでさえあれだけ議論したぐらいですから、財務関係は厳しい状況ではないかと思います。税金については、180億という数字が出ていますが、これも大幅に上がるようなことはもうないと思います。職員の人件費は120億払っておりまして、国の方は、これから補助金・交付税を縮減する方向にあります。合併時の経常収支比率が85を超すと思いますが、そうしますと、新市建設計画をどんな立派なものを立てても、財政の裏付けができないような合併ではいけないという感じがします。そうしますと、首長さんはじめ行政の執行部も少なくなる、議会の方でも26億必要だと言っていたものが10億で済むようになりますので、経常収支ということから言いますと、職員のみなさんにもお願いしなければいけないと思います。(給与を)下げるということは、今までの経験から言いますと、本当に難しいと思います。(出雲市では)105がようやく103台になったというぐらいですので、100を切るようなことはなかなか至難の技であると思います。

そういうことを含めて考えますと、先ほど田中副会長がおっしゃいますように、ある程度の目標設定をして、その中でがんばるという姿勢が大切ではないかと思っていますので、原案に賛成したいと思います。

[西尾議長]

ありがとうございます。

再修正をしてこのような案を出しましたのも、この合併協議会において、人員の削減ということで議会もこれだけ努力しているので、一般職の定員の圧縮がもう少し考えられないかというみなさん方のご意見を受けて、我々の方で検討して今回こういう案を打ち出して、この全体会でご了承いただくところでございます。

それでは、よろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございました。

次に、議案第85号に移ります。特別職の身分の取扱いについてですが、これも事務局から説明してください。

[今岡班長]

～議案第85号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

先ほどの小委員会報告の中で、農業委員会の委員の報酬についてご議論がございまして、出雲市の例による、

という委員長報告がなされていますが、本全体協議会でも、これまでに議論があったところでございます。このことを中心に何かございましたらよろしくお願いたします。

[田中副会長]

議案の3番目のうち、農業委員会の委員の新市発足時の報酬については、新市になって改めて報酬審議会において新たな基準で設定されるということが前提ですが、移行期の話です。このことについては、前回協議として出したときにもご意見がありました。それを経たうえて、小委員会の審議も経て、本日議案として提出されているわけですが、その上で改めて修正の提案をさせていただきたいと思ひます。修正提案をするということは、よくよく様々な観点で検討してみてのことであり、委員長さん、副委員長さんにはお断りをした上でのことです。また、各市長・町長の同意を得て、ある意味で代表して発言させていただくということですので、よろしくお願いたします。

結論として、現在の斐川町の農業委員の報酬に合せるということでございます。これは、ご意見があったからということではなく、よくよく考えてみますと、1つは、出雲市の委員報酬額にした場合には、斐川町の農業委員さんのみが減額となって、現給保証されないという事態が生まれるということです。当然のことですが、配慮が必要ではないかということです。それと、何よりも、今後の新市の農業施策を考えたときに、行政面積は624km²ですが、そのうち農業面積が8,000haに及ぶわけですので、新市において農業施策というのは大事な部分を担うわけでございます。従って、農業委員会、農業委員の役割というものも極めて重要であろうということがあります。それから、類似団体云々ということがありましたが、他市の農業委員の報酬を見ますと、いかに我が地域が低いのかということが歴然としています。従いまして、今のような議案修正をしても議員報酬のような大きな話ではなく、低額な話だと思ひますので、そういう意味では、このことに関しては、先ほど言ったような理由から、二転三転で申し訳ありませんが、そのような形で改めて修正して提案させていただきたいと思ひ、ご賛同をお願したいということでお諮りするところです。

[西尾議長]

どうもありがとうございました。

市長・町長で協議をした背景もございすが、代表して副会長からご提案をしていただいたわけでございます。いかがでございしょうか。

～「異議なし」の声あり～

ちなみに、出雲市では22,000円ですが、斐川町は25,000円で、3,000円程度上がるということでございます。よろしゅうございしょうか。

～了承～

ありがとうございました。それではこのような方向で進めさせていただきたいと思ひます。

副委員長さん、委員長さんによろしく言うておいてください。どうもすいませんでした。ありがとうございました。

[坂根委員]

小委員会で決定して、出雲市の例によることにしていただきましたので、個人的には、小委員会の意見を尊重して反対を表明させていただきたいと思ひます。

[西尾議長]

反対ではあるけれども、やむを得ないということですか。

[坂根委員]

決まれば従います。

〔西尾議長〕

申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

〔柳楽和利委員〕

今後こういう問題が起きれば、再協議をして、こういうことも起こり得るということですか。確認しておきます。

〔西尾議長〕

仮定の話ではございますが、小委員会報告を受けて、全体会の質疑応答の中で決定するという確認行為があります。小委員会の作業は最大限尊重されるべきものではありませんが、それで自動的に決まるという位置付けにはなっていない、本会議で確認するというプロセスはございます。1つの例としては、手数料を300円から200円にするということで、本協議会でお認めいただいた例があります。今後はあまりないとは思いますが、考え方としてはそういうことがあるということです。

〔坂根委員〕

手数料は、小委員会で決めたもので決定になったのではないですか。事務局が出した案を小委員会が修正して、それで決定になりました。

〔西尾議長〕

すいません。あの時は、全体会で議論が出てまとまればということでした。最終的には小委員会報告のとおりになりました。議会制度についてもそうでした。

全体会の主体性というものも、我々はいつも認識しておかないといけないという意味で申し上げました。全体会で議論なしということではないということです。

～改めて了承～

ありがとうございました。

それでは、議案第86号に移らせていただきます。広報広聴関係の取扱いでございます。

これも第1小委員会に付託しておりまして、先ほどの小委員会報告では原案どおりという審議結果でございます。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは、議案第87号 行政改革大綱の取扱いについてご審議いただきたいと思います。

これも第1小委員会に付託しておりまして、先ほどの小委員会報告では、別紙のような行政改革の推進の考え方を明確にしたうえで、原案どおりという審議結果でございます。何かご意見ございましょうか。

～意見なし～

よろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは、議案第88号に移らせていただきます。保育関係その2でございます。

これも先ほどの第2小委員会報告では、原案どおりという審議結果でございます。何かご意見・ご質問がございましょうか。よろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、議案第89号に移らせていただきます。文化・スポーツ関係その2の取扱いでございます。先ほどの小委員会報告では、原案どおりということでございます。何かございましょうか。

～意見なし～

それではよろしゅうございますか。

～了承～

次に、議案第90号 文化・スポーツ関係その3の取扱いでございます。

これも第2小委員会に付託いたしまして、原案どおりという審議結果でございます。よろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは次に、議案第42号でございます。これは、農林関係その1でございまして、継続協議になっていたものでございます。次の議案第43号 農林関係その2、議案第91号 農林関係その3、議案第92号 農林関係その4までを一括して審議に付して欲しいという意見も頂いておりまして、その1、その2は相当前に審議はしていましたが、今日一括して議案としてご審議・ご採択いただきたいと思うわけでございます。そういう意味で、農林関係は、その1からその4まで一括して審議に付したいと思っております。中身を見て確認していただきたいと思っておりますが、ご質問等がありましたらどうぞよろしくお願ひします。

これは、随分小委員会で審議を重ねていただいた結果でございます。そして、当然のことではございますが、合併協議で決めた考え方、「現行制度を引き継ぐ」等については、極めて厳正にして重要なものであり、決して不安定なものではないということを確認してもらおうものでございます。

【安食委員】

第3小委員会に所属しておりまして、色々議論してきました。

その1、その2につきましては、斐川町の立場を受け入れていただいて、継続協議にさせていただきました。前回の協議会で、その3、その4が出て参りまして、委員長報告にありましたように、斐川町の農業問題に対する考え方は、小委員会で充分意見を述べさせていただきました。そういった斐川町の心配、懸念を申し上げてきたところでございますが、委員長報告にありましたように、大方の意見として了承されたということでございます。そして、農林関係その1、その2についての考え方ですが、「農業の推進体制」ということがございまして、斐川町では農林事務局という体制に色々な諸団体が入って、農業振興の推進をしてくれているところでございます。合併によってその体制が維持されるのかどうか非常に懸念を持っているところでございまして、会長のおっしゃることに反論するようですが、確認した事項は大変重いということですが、斐川町の推進体制が合併後も維持されるのかどうか非常に懸念を持っているということでございます。

また、農協単位で農業推進体制を取るということになってはいますが、農協が2つあるわけですので、行政が合併して1つになって、農協が2つあるということで、斐川地域だけが特別扱いのようなことになっていくと思います。そういったことがいつまでも可能かどうかということが疑問に思いますし、(農協も)いずれ統一しなければならぬという方向に行くと思いますが、新市全体で斐川町方式で取り組んでいただけるのかどうか、小委員会の議論の中では合意できなかったということです。今回のその1からその3については、農家の不安を払拭することにはなかなかかなり得ないということで、賛成しかねるということでございます。そういった意見を申し述べさせていただきます。

【西尾議長】

安食委員のお話は聞きましたし、そういうお考えがあるということですが、(議案は)まさしく地域特性を活かす、地域の実情や特色を考慮しながらやっていくということです。その1、その2だけを見ていただくのではなく、全体のパッケージとして見ていただきたいと思っております。新市建設計画自体が、それぞれの文化であり、

経済であり、それぞれの地域特性を活かし、オーケストラとして最大の新市での効果を上げていくということを中心にしています。その具体的表現として、その1、その2というように出ているわけでございます。新市建設計画全体が、それぞれの特性を活かしていくということです。今までの農業のやり方、行政の取り組み方を尊重していくということで、その具体的な表明が、農協単位でやるとか、地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮して策定していくということです。そういうことを踏まえて、地域農業推進体制を確立するというのです。まさしく安食委員のご心配のような意見に対応するために、こういう内容にしておりまして、これは非常に重いものですし、私は、心配いただくことのない、明確な姿勢だと思っています。

これについては、私どももしっかり発言し、明確にさせていただきたいと思っているところでございます。

【安食委員】

農協単位ということでは、非常に斐川町に配慮していただいているように思いますが、行政が1つになって、米政策を取って見た場合には、斐川町農協といずれも農協の考え方は違うように思いますので、そうしますと斐川町だけが特別扱いのようになっていくのではないかと・・・。

【西尾議長】

そういうご心配は要りません。むしろ斐川町の農業政策は効果を上げておられまして、立派な農業政策であるという評価をしています。特別扱いという表現をされるのなら、その他の地域も斐川のような水準に持っていくという努力が必要だと思います。足を引っ張るというよりも先導していただいて、その地域の特色がよいものとして全市の特色としていくという努力こそあれ、これを全市の中で薄めていくとかという考え方は毛頭ありません。そういう立場ですので、それはご理解いただきたいと思います。

【安食委員】

農業問題というのは、特に行政と農協のタイアップ、連携が非常に大きな効果を上げるわけですので、新しい「出雲市」と斐川町農協といずれも農協ということになるわけですが、その中で果たして将来にわたって推進体制が維持できるのかという懸念を持っているということです。

【西尾議長】

例えば漁業では、出雲市には神戸川漁協がございまして、それほど大きな漁獲量はありません。他方、平田市、大社町、湖陵町、多伎町では重点的な漁業振興策を取るといったことがあります。それをもって、そこだけでやっているということではなく、そういう特色を活かすために重点的にやるということです。出雲市においては漁業振興策はそれほど重要な政策ではない、重要ではありますがウェイトからするとそういうことになるということで、濃淡を付けるということでご理解いただけるのではないかとということです。だから、経済活動においてはそれぞれの特色を発揮するというので、斐川町農協の経済政策を踏襲して、それを今まで以上に応援していく力が出てくるのではないかと考えておりまして、その点にご懸念いただくことはないのではないかと思います。この場でこれだけの方が聞いておられますし、文書化されますので、ご信用いただければいいのではないかと思います。ご理解いただきたいと思います。そのために今まで待っていたのです。パッケージにして明らかにしていくということで、1つ1つではなく、全体の体系として見ていただいて、なるほどそれぞれの特色を活かしながら農業政策をとろうとしている、その中での個々の考え方であるということでご理解いただきたいと思います。

【萬代委員】

行政が合併すればJAは2つになるということで、斐川町も色々な農業政策をがんばっておられます。農協もそれにタイアップした形でがんばっておられます。逆に、JAいずれも行政と色々な関わりがあって、それなりの特徴のある農業施策をやってもらっている部分があります。従って、斐川町の言われることもごもともですし、これから2つの農協になっても、特色のある事業というものは、JAいずれも暖かくご支援を賜らないといけないという思いです。

それはそれとして、将来は、行政が合併して不都合があるとすれば、JAは今ままでいいのかという議論が出る時期が来ると思います。今言えることは、各単協ごとに色々な施策をやってありますが、それは斐川町だけではない、JAいずれにもあるということです。そのことは、行政とJAがいい形で今までやってき

すので、新市の中でも同じような形で育ててもらいたいという思いは同じです。

〔西尾議長〕

もっとマクロに考えたときに、日本の農業はWTOの戦いの中でどうするかというところにありますが、島根県全体で1,000億補強してもなかなか700億の現状維持ができませんでした。660億、650億に下がってきているので、これを支えるのが出雲・簸川2市5町の農業体であり、全県の生産高の1/4を支えています。これがしっかりしないとどうにもならないという思いです。将来において調整が必要だとしても、斐川の農業のいいところを取ってそれに合せていく、出雲の農業でいいところも取っていくということにして、その中で全体として一番いい姿を求める形での融合だと思います。決して今の水準、今の支援策がマイナスになるとか、薄まるといったことはないということをご理解いただきたいと思います。これは、最大に力を入れていかなければいけない経済政策です。2市5町の基盤としての経済政策は、農業を疎かにしてはあり得ないわけですので、これは重要な政策だと思っています。

〔萬代委員〕

議事録に太字で書いておいてください。

〔西尾議長〕

録音しておりますので、全部明らかにしていきます。安食委員、ご安心ください。

〔岡委員〕

関連ですが、地域農業の推進体制について、農協単位で新市の地域農業推進体制を確立する、ということになりますと、推進体制そのものを行うには、それぞれの制度を作らないといけないと思います。農協単位で推進体制を取るとということになりますと、制度そのものを2つ作らなければならないと考えます。1つの行政の中で、同じものをつかまえて2つの制度を作ることが可能かどうか、小委員会でそのこのところをお尋ねしたわけですが、小委員会では明確な返答がありませんでした。農業関係についてその1からその3まで色々書いてありますが、我々は、推進体制というものについてかなりこだわりを持っております。それが本当に将来にわたって可能かどうかお尋ねしたいわけです。

1年や2年はいいと思います。法定協の協議の中では、2年後に云々、5年までは云々ということがあり、推進体制そのものも単年度であれば可能だとは思いますが、長期にわたって、1つの行政が1つのものをつかまえて2つの制度を持つということが本当に可能かどうかということです。それが可能でなければ、農協単位の推進体制ということは、言葉だけで終わってしまうと感じています。

〔西尾議長〕

それは可能です。例えば、農協単位で考えると、現在斐川町では、農業公社で農業振興・米作振興の仕組みを作っておられます。出雲市では現在検討中ですが、公社ではなく、農業生産法人の方式でいくということにしています。そういう形になったときには、いずも農協においては農業生産法人、斐川町農協においては農業公社を柱とした農業推進体制でいくということで、そのように種分けをして予算措置をすれば可能です。介護保険は今でも2本立てになっており、合併後も一本化しないで当分の間はそのままですが、国の方針によって一本化します。農業政策については、国の方針で農林水産省が一本化のプログラムでやるように言ってきてはいませんし、そういうことではありません。これは経済政策ですので、濃淡を付けた政策の違いを組織ごとに明らかにして支援していくということになるわけでございます。

〔岡委員〕

私が申し上げていますのは、行政の中の制度についてです。公社の場合は、行政外の話です。

〔西尾議長〕

岡委員の言われる制度というのは、どういうものを意識されているのですか。

〔岡委員〕

斐川町では農林事務局体制という制度があります。この中に農協・行政・公社・土地改良区・農業委員会が入り、その中で農業政策の立案を行っています。

〔西尾議長〕

素晴らしいではないですか。

〔岡委員〕

なぜそういうことが出来るのかと言いますと、農協が1つであるからです。これが1行政2農協になった場合、2つの農協で推進体制が当然違ってきます。同じ推進体制ではないということです。そういう場合に、行政の中でどういう形が取れるのかということです。

〔西尾議長〕

後ほど出てきますが、本庁と支所の役割分担でも、地域ごとの整備方針・振興方策を立てるときに、本庁が支所を支援して、支所の参画の中で特色ある地域整備方針を立てて事業支援を行うという種分けがあります。農業について言えば、地区においては支所も協力して、斐川地区管内での農業振興策として今の農業事務局方式を採択し、これを堅持していくということで、全市においてその制度を応援するという形になるわけでございます。むしろ、新市のこういうご議論に積極的に参画していただいて、作って、維持して、推進していくということが重要ではないかと思うわけでございます。

〔岡委員〕

今の会長の考え方ですと、本庁はタッチしないということですか。

〔西尾議長〕

本庁は支援します。本庁と支所が一体となって支援していきます。

〔岡委員〕

支所だけでそういう推進体制を・・・。

〔西尾議長〕

支所だけでは力がない、財源が充分でない場合もありますので、本庁も参画して応援していくということです。

〔岡委員〕

そのところがいまいちはっきりしない所です。農業関係だけに絞って発言していますが、支所機能の中に含めるということですか。

〔西尾議長〕

支所機能を使いながら本庁が支援して、その地区における特色ある農業振興策を推進するという事です。支所だけに委ねては力がないですから、本庁も財政支援を含めて応援するという事です。

〔岡委員〕

そのところがはっきり頭の中に浮かんでできません。

はっきり言いまして、支所の機能そのものがまだ出ていませんので、支所がどれだけの力を持っているのかわかりません。地域審議会についても、審議会委員の力の問題もあります。いくら支所にそういう機能を持たせますと言っても、力がなかったら何にもなりません。

やはり、本庁の意向が強ければ、支所の意向そのものは、いくら制度を作っても動きようがありません。

〔西尾議長〕

先ほど議論がありました地域審議会は、チェック機関として、支所機能やその地域の特色発揮が疎かになら

ないようにチェック機能を持たせているわけです。絶えずそういう提言をしていただいて、本庁は支所と一体となって支援していくということです。そのために地域審議会が置かれますし、本庁と支所の役割分担も、集中と分散のバランスをうまくやらないといけないわけです。集中してもいけないし、完全に分散すると合併の意味がなくなります。ほど良いバランスを取りながら、各地区における主体性、自立機能、特色ある政策発揮ということを推進していくということでございます。

〔岡委員〕

そういう考え方に立ちますと、農業だけが農協単位で推進体制を確立する、違った方式を採るということで、他の分野でこういうことはやっていないのですが。

〔西尾議長〕

例えば文化でも、それぞれの地域の文化振興策は尊重していく、地域における伝統的な考え方・それに基づく事業の考え方は尊重していく、ということがあります。

〔岡委員〕

尊重することは分かります。ここまで明確に農協単位で推進体制を確立するとなっておりますが、小委員会で検討した中ではっきりしたものが出てきませんでしたし、会長の説明でも、支所機能にこういうものを持たせると言われた場合に・・・。

〔西尾議長〕

支所機能だけではありません。本庁は支援するということです。

それでは岡委員、申し訳ありませんが、本庁・支所の役割分担についての協議事項もありますので、その協議まで待っていただけますか。

〔岡委員〕

分かりました。

〔萬代委員〕

こだわられているのが初めて分かりました。「農協単位」という言葉が入っているから色々問題があるのではないかと思います。地域によって農業政策についてはこれから色々な問題が出てきます。例えば、農協は現在2つありますが、農協とは関係なく、平田ではこういうことを特別にやろう、湖陵ではこういうことをやろう、和牛の問題については佐田で特別にこういうことをやろうといった色々なことが出てきます。「農協単位」といった姑息的な表現が出てくるから、色々と抵抗されるのではないかと思います。斐川町に気を使って「農協単位」ということを書いておられると思いますが、「農協単位」ではなく、「地域農業の推進体制については、地域特性を踏まえ、新市の地域農業推進体制を確立し、各地域のニーズに合った農業政策を推進する。」とした方がベターではないですか。

〔西尾議長〕

私が岡委員の気持ちをそんたくすると、そういうことでは抽象的で何を言っているのか分からないということだと思います。農業事務局のようなものがどこまでフォローされるのか分からないということだと思います。

とにかく今ご同意いただきましたので、審議を進めてみます。岡委員から出された問題点として、本庁・支所の問題が出ましたので、そこを留意しながら・・・。

〔田中副会長〕

この文脈をそのまま大意しますと、地域農業推進体制のことです。制度上のこととは別問題だと思います。要は、地域農業というものは行政だけでは推進できません。農業団体とも対等な形で進めていくこととなりますので、将来はどうなるか分かりませんが、少なくとも現段階においては、農協が2つある限りこういう書き方しか出来ないと思います。それでいいとか悪いとかここで論ずることはできないわけですし、それが不安だというのは将来のことです。

[安食委員]

色々と斐川町から申し上げておりますが、斐川町の意見としてはそういう懸念を持っているということでございまして、みなさん方のご意見で決められることについてはやむを得ないという気持ちでおります。

[西尾議長]

そうではありましようが、國づくり計画でこれだけ明らかにした明文・明定されたものをもって担保にさせていただいて、我々も担保してしっかりがんばるということでご理解いただきたいと思います。

[伊藤委員]

大体収まっているということならいいのですが、むしろ「農協単位で」という計らいをしてここに入れたものが、そう受け止められていないとするならば、その表現を削ったからといって変わるものではないと思います。逆もまた真です。抵抗のあるような「農協単位」ということであるなら、いっそのこと削られてはいかがでしょうか。それをもって何ら心配はないということにできるのではないかと思います。

[西尾議長]

削れば心配はなくなるというものではないと思います。

[伊藤委員]

「農協単位」ということがあるから、今のようなことを繰り返し言われるのではないですか。

[岡委員]

私が申し上げておりますのは、1つの行政の中で違った制度を設けることができるかどうかということが懸念されるということです。文章ではこういう書き方がしてありますが、本当に制度を変えることができるのか、それは支所機能でなんとかなるとは言われましたが、本当に可能かどうかと思います。

[西尾議長]

支所機能だけではなく、本庁と支所が一体となって、そういう特色ある政策を推進するということです。これは、信頼していただくか、いただかないかの問題です。ここまで我々も一生懸命やっているわけですので、ご信用いただきたいと思います。

[岡委員]

中国の香港政策も同じですが、1つの行政の中で1つのものをつかまえて2つの制度を作るということは、現在日本で流行っている特区制度を作らなければいけないと思います。そのための特区制度だと思います。

[西尾議長]

しかし、それほど大きな違いはありません。斐川でやっておられる方法を踏襲し、支援の仕組みも踏襲して応援していけばいいわけですから。それほど難しく考えられなくても、信頼関係で、農協単位での今の仕組み、農業事務局ですか、これは尊重していくということです。

[岡委員]

そういうことを言葉では言われますが、斐川町がこだわりますのは・・・。

[深井委員]

私も農業者の1人として今の斐川町の委員さん方の意見を聞いておりました。1自治体2制度という話が出ておりますが、厳然として大きな役割を担っている県内で有数の農協が2つ現実にあるわけですから、自ずと斐川町農協はここまでこういう制度・施策については支援する、いずも農協はここまでしかできないというものも恐らくあると思います。こういう1つ1つの施策を取り上げれば、当然違った形の支援体制が出来ますので、それをもって2つの制度だという話、岡委員の意見の意味が分かりません。例えば米政策につきましても、

大きな団地がまとまればこれだけの補助金が出る、小さな点在する団地にはこれだけの補助金しか出ない、ということですので、同じ米作り・同じ転作に対しても行政として2つのやり方があります。それに対して、農協が、それぞれの農業者団体の立場からそれぞれの力に合った支援を行われるわけです。それは行政とは若干違うわけですから、それをもって2つの制度と言われることがどうしても分かりません。厳然として2つの農協があって、斐川町農協がご支援をされる制度に対しては、行政としてもそれだけの支援は精一杯するという事です。いずも農協で出来ないものに対しては、同じ施策の中でもそれに充当するものがないとか、それを農協としては支援できないということは当然あると思います。そういったことで、私は、この書き方で可能ではないかと思います。伊藤委員からもお話がありましたが、ここに「農協単位」という言葉を入れないと、むしろおかしくなると思います。「農協」という言葉がなかったならば、これだけ力を入れている斐川町農協、全国に見ても大きな農協を抜きに農業政策を語ることは出来ないと思いますので、農協単位でがんばるといふ文は、特に大事だと思いますので消すべきではないと思います。

[西尾議長]

ありがとうございました。

[岩石委員]

私の職業は調理師です。生業はそば屋です。農業はいたって分かりませんが、会長と岡委員のお話を傍観者としてではなく委員として聞いていましたが、正直何を求めておいでになるのか分かりません。横におられる第3小委員会の委員の方に聞きますと、同様な話が小委員会の中でもあったようです。何を求めておられるのかを、文章といいますが、これが欲しいというもの提示されることが一番早いのではないのでしょうか。会長に言葉で、保証します、大丈夫です、と言ってもらうのではなく、文章にしたいということであれば、ご自分で、こういうものが欲しい、ということを明確にされる方が道は早いのではないのでしょうか。正直申し上げて、私がここにおいて、私が求めているものは、大方書かれています。書かれているから別段発言しないのです。

私は、出雲大社前で、観光を目的とされるお客様を相手にしています。私の収入のおよそ7割は、観光を目的とされているお客様からです。しかし、実はそのうちの4割は、地元のお客様のご紹介によるものです。純然たる観光目的のお客様、一元さんは、全体の3割ぐらいしかお出でになりません。つまり、一生懸命地元で活動していない限り、私は食べていけません。これ以上自分の生活を良くしようと思えば、行政が観光面でしっかりお金を使っただけだと、今以上の生活が実現できません。子どもたちに将来の夢を語ることが出来ます。とても豊かな地域とは言えませんので、行政の手助けは必要です。ちょっとした手助けが欲しい、何が欲しい、という私がお願いすべきことはここに書かれています。岡委員のお願いされるべきことは何なのかを教えていただいて、みんなで納得できれば承認になるのではないですか。

[西尾議長]

ありがとうございました。

岡委員、コメントがあったらお願いします。

[岡委員]

私が何かを求めているということではなくて、こういうことが本当にやれるかどうかという懸念です。

[西尾議長]

これは経済政策の問題ですから、出来ます。出来ますが、このような表現ではなく、こういう表現にしていた方がやり易くなるという案があれば、出してみてもどうですか、というのが岩石委員の発言だったと思います。この表現でやるという私どもの見解に対して、こういう表現もあるのではないかというものがあればお願いしたいということではなかったかと思えます。しかし、どういう表現であれ、やるかやらないかの問題、政治、政策、行政の問題です。ここで決議して、今後これを固めるときに、そういう方針が出ていけばやるんです。そんなに難しいことはありません。経済は、それぞれの地域の実情において、千変万化それに対する推進体制を作っていくということです。斐川町の今の農業振興の実績を評価して、今の仕組みを継承していくということは充分可能なことです。そういう方向で行くべきではないかと思えます。

その1からその4までございますが、後は、文章の問題というよりも、やるかやらないかの問題ではないか

と思います。これだけのメンバーで確認する事柄ですので、やっていくということでご確認いただきたいと思
います。

よろしくごさいましようか。

～意見なし～

それでは、文章としての議案第42号・43号・91号・92号は、パッケージとしてお認めいただけます
でしょうか。

～了承～

ありがとうございます。

それでは、議案第93号に移らせていただきたいと思います。都市計画関係その2の取扱いについてござ
います。これは、第3小委員会では原案どおりでよろしいという意見でございましたが、よろしくごさいま
しょうか。

～了承～

それでは、協議事項に移ります。

(3) 協議事項

- | | |
|---|------------|
| 協議第79号 組織及び機構の取扱いについて | (第1小委員会付託) |
| 協議第80号 各種事務事業(情報公開関係)の取扱いについて | (第1小委員会付託) |
| 協議第81号 各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡員関係)の取扱いについて | (第1小委員会付託) |
| 協議第82号 各種事務事業(保健事業関係その3)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第83号 各種事務事業(病院、診療所関係その2)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第84号 各種事務事業(障害者福祉関係)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第85号 各種事務事業(高齢者福祉関係その2)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第86号 各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第87号 各種事務事業(その他福祉関係)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第88号 各種事務事業(生涯学習関係その2)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第89号 各種事務事業(文化・スポーツ関係その4)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第90号 各種事務事業(文化・スポーツ関係その5)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第91号 各種事務事業(学校教育関係その4)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |
| 協議第92号 各種事務事業(学校教育関係その5)の取扱いについて | (第2小委員会付託) |

協議第93号 各種事務事業（農林関係その5）の取扱いについて

（第3小委員会付託）

協議第94号 各種事務事業（水産関係その2）の取扱いについて

（第3小委員会付託）

協議第95号 各種事務事業（建設関係その3）の取扱いについて

（第3小委員会付託）

[西尾議長]

これは、今日ご確認いただいて小委員会にお諮りし、協議いただくということでございます。31日の合併協議会で議決いただくものでございます。

それでは、協議第79号 組織及び機構の取扱いについて協議します。説明願います。

[今岡班長]

～協議第79号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

ここでは特に、段階的整備のところ、合併当初は管理機能を本庁に集約しつつ、という意味合いがありますが、従前の組織をある程度活用する暫定的なものです。そして、概ね3年経った段階で、適正な職員配置等により効率的な行政組織の再構築を図るということです。そして、10年経過後の支所については、こういう形にするということです。

先ほどの岡委員との話し合いで私が言ったのは、支所のところについてです。窓口業務、住民密着業務を所掌するものですが、新市が推進する21世紀出雲の国づくり計画の地域別整備方針を、本庁と支所が一体となって振興策を調整してその実現を図るということでございます。

斐川町の地域別整備方針を見ますと、豊かな田園空間の保全と農業振興、これを斐川地区における農業振興策の基本に据えているということです。この方針の実現について、本庁と支所が一体となって振興策を作り、きちんとやっていくということで担保しているものがあります。こういう具体的な事業については、支所だけではできません。やはり本庁が統括・応援し、支所と一体となって、農業、田園空間の活用の振興策をまとめて、実現していくということでございます。

以上コメントさせていただきます。これは、今日決定ということではなく、小委員会で協議していただくということです。合併後10年経過後の支所のあり方ということもありますが、10年がいいのかどうかということも含めて、小委員会でご審議いただきたいということでございます。

この協議案の趣旨をご理解いただけるでしょうか。本庁・支所の役割分担について、随分整理してこういう形にさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

～了承～

それでは小委員会での協議のほどよろしく願います。

次に、協議第80号 情報公開関係でございます。

こういう形でよろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、協議第81号 地域コミュニティ・行政連絡員関係についての協議でございます。説明をお願いします。

[今岡班長]

～協議第81号について説明～

〔西尾議長〕

ありがとうございました。
ご質問等ございますでしょうか。

〔桑原委員〕

地域コミュニティについて、「自治会」とか「町内会」という言葉がありますが、湖陵町だけに「区」の制度があります。湖陵町では、明治の合併のときの旧村単位で「区」を設けています。その下に「自治会」があり、その「自治会」が、「区」単位で地域活動をしている状況です。この制度は、長年にわたって湖陵町で行われていますが、「区」単位に団結して、歴史的・文化的な行事も受け継いできています。先週祭があり、差海の神事華等も報道されていましたが、数百年にわたって「差海区」で受け継いできているという状況です。

新市建設計画の「まちづくり大綱」の中にも、住民主役、住民参加によるまちづくりという表現がありますが、そうした単位ごとの地域活動・地域づくりということを今までやってきておりまして、「区」がなくなれば地域の一体感が失われますし、活力がなくなると思います。そして、地域が寂れる恐れもあるということで、こういった制度がないところは新しく作る必要はないと思いますが、今ある制度を残し、「地域自治組織」として有効に活用すべきであると考えております。

今回の合併によって、「地域自治」を画一的にするのではなく、こうした制度が有効に機能していますので残していただきたいという意見を小委員会にお願いしたいと思います。

〔西尾議長〕

ありがとうございました。
小委員会でご審議いただくということによろしゅうございますか。

～了承～

次に、協議第82号 保健事業関係その3でございます。事務局から問題点等を説明してください。

〔原班員〕

～協議第82号について説明～

〔西尾議長〕

たくさんの事柄がありますが、これを小委員会で協議してもらおうということです。

特に問題となりましたのは、基本健康診査で1割負担ということで統一していますが、現在多伎町等では無料になっています。激変緩和ということで多伎町長からの意見もありましたが、この案で小委員会にお諮りするということです。ただ、新市における特色あるまちづくりの中で色々工夫していくということで、市長・町長間では合意した背景があるということだけ付言しておきます。

～了承～

では、協議第83号に移ります。病院、診療所関係その2の取扱いで、病院手数料・使用料についてですが、平田市立病院は新市に引き継いで、診療所については平田市の例により統一するということです。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、協議第84号 障害者福祉関係の取扱いについてでございます。

団体補助については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準でやっていくということです。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。
次に、協議第85号 高齢者福祉関係その2でございます。
高齢者介護手当等支給事業を新市に引き継ぐということでございます。
よろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、協議第86号 児童福祉関係でございます。
地域子育て支援センター事業は現行のとおり新市に引き継ぐ、母子家庭等入学祝金についても継続実施ということですが、
よろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、議案第87号 その他福祉関係です。
社会福祉協議会運営費補助、あるいは福祉施設整備費補助についてでございます、これを第2小委員会で審議してもらおうということで、よろしくお願ひしたいと思います。

～了承～

次に、協議第88号 生涯学習関係その2でございます。
青少年健全育成市民会議補助、公民館・コミュニティセンターの問題、生涯学習関連施設・使用料等の問題です。
これを第2小委員会へ付託するというのでよろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、協議第89号 文化・スポーツ関係その4でございます。
スポーツ関係法人、体育諸団体・運営費補助の問題ですが、第2小委員会で審議いただきたいと思ひます。
よろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、協議第90号 文化・スポーツ関係その5でございます。
文化施設事業、文化施設使用料等を第2小委員会で審議いただきたいと思ひますが、よろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、協議第91号 学校教育関係その4、義務教育就学奨励事業等の事柄でございます。
部活動の各種大会参加費補助について、多伎町では全額補助をされている実態があるようではございますが、新市においては、こういう案で小委員会で検討してもらおうということでよろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、協議第92号 学校教育関係その5、幼稚園の問題でございます。
幼児教育振興計画を含めて、第2小委員会で充分ご審議いただきたいと思ひます。

～了承～

さて、議案第93号は農林関係その5となっております、農業改良普及指導事業についてです。指導体制については現行のとおり新市に引き継ぎ、多伎町の例を参考に専任農業指導員の配置を検討するという個別の事業でございます。これを第3小委員会でご審議いただくということでよろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、協議第94号 水産関係その2でございます。水産関係については、こういう形で、改めて新市において検討するとか、再編するというようなことになっておりますが、これも重要な事業でございます、小委員会でご審議していただくというご提案でございます。よろしゅうございましょうか。

～了承～

最後に、協議第95号 建設関係その3でございます。これは、急傾斜地崩壊対策事業分担金、土木委員制度でございます。新市において土木委員制度の制度化を図る等の提案をしつつ、第3小委員会での審議をお願いするというものでございます。

～了承～

5 その他

・21世紀出雲の國つくりシンポジウムについて 他

【西尾議長】

以上で、第12回合併協議会の報告・議案・協議事項の審議を終えたところでございますが、ここで提案がございまして。

実は島根県知事から、何とか1回だけごあいさつさせていただけないかという話がございました。日程的に詰まっておりますが、31日の協議会が終わったところで、とも考えましたが、中国から大型ミッションが来ておられまして夜は日程が詰まっているということでしたので、17時開会ですが、それに先立って10分ぐらいでどうかと思います。協議会が始まってからはおかしいですので、始まる前にあいさつをさせていただけないかというご要望が入っております。

お忙しいところ恐縮ですが、今回は16時50分ぐらいを目途にお集まりいただいて、県知事のあいさつを受けるといふことにさせていただきたいと思っております。できるだけ短時間だと思っておりますが、このことについて今日ご了解おきいただいておりますので、お諮りする次第でございます。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは、次回よろしく申し上げます。

【妹尾局長】

お手元に、資料4として「21世紀 出雲の國つくりシンポジウム」の実施要項(案)をお配りしております。國つくり計画の中間まとめ、協定項目の調整にあたりまして、7人の市長・町長が語る出雲の國つくり、ということで、シンポジウムを11月10日の月曜日、13時から平田市立文化館プラタナスホールで開催予定

としています。内容については、そこに書いてあるとおりでございます。今後チラシ等を作りまして、PRいたしますので、みなさんご参加、周知の方をお願いいたします。

それから、資料6の方で協議スケジュールを挙げております。31日の法定協議会までのところで、本日の協議会が終わりましてから、また明日の早朝、そして27日に3つの小委員会を開かせていただきますので、日程等についてご確認いただきたいと思います。

6 閉会

【西尾議長】

今日は長時間休みもなく一気にやりまして恐縮でございました。最後ですので、よろしくお願いいたします。

以上